

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	生活保護に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

台東区は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

東京都台東区長

## 公表日

令和5年3月17日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	1. 生活保護法による保護(生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置も含む)に関する事務 (1)生活保護の実施に関する事務 (2)生活保護の申請にかかる事実についての審査に関する事務 (3)職権による生活保護の開始若しくは変更に関する事務 (4)生活保護の停止若しくは廃止に関する事務 (5)保護に要する費用の返還に関する事務 (6)徴収金の徴収に関する事務 (7)就労自立給付金及び進学準備給付金の支給に関する事務 (8)健康管理支援事業の実施 2. 医療扶助のオンライン資格確認に関する事務 (1)生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 (2)医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 (3)医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 (4)医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 3. 生活保護受給世帯の学童・生徒に対する法外援護事務 (1)夏期健全育成費支給事業 (2)学童服及び運動衣購入費支給事業 (3)修学旅行参加支度金支給事業
③システムの名称	生活保護システム、庁内連携システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、レセプト管理システム、医療保険者向け中間サーバー、統合専用端末等
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 項番13 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第15条 ・東京都台東区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例第3条 別表第1 項番3 ・東京都台東区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二 項番9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54 61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第58条、第59条の2の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二 項番26 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第19条 ・番号法第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号に基づく特定個人情報の提供に関する規則第2条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部保護課
②所属長の役職名	保護課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	台東区 総務部総務課文書係 〒110-8615東京都台東区東上野4丁目5番6号 電話03-5246-1055
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	台東区 福祉部保護課庶務係 〒110-8615東京都台東区東上野4丁目5番6号 電話03-5246-1266

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ○ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ ○ ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	生活保護法による保護(生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務も含む)の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務	生活保護法による保護(生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務も含む)の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月31日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二 項番9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、31、37、38、50、53、54 61、62、64、70、87、94、104、106、108、116、119 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二 項番26 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第19条 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定個人情報の提供に関する規則 第2条	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二 項番9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54 61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二 項番26 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第19条 ・番号法第19条第8号	事後	法令改正による変更
令和5年3月17日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	生活保護法による保護(生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務も含む)の決定及び実施、就労自立給付金及び進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務	1. 生活保護法による保護(生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置も含む)に関する事務 (1)生活保護の実施に関する事務 (2)生活保護の申請にかかる事実についての審査に関する事務 (3)職権による生活保護の開始若しくは変更に関する事務 (4)生活保護の停止若しくは廃止に関する事務 (5)保護に要する費用の返還に関する事務 (6)徴収金の徴収に関する事務 (7)就労自立給付金及び進学準備給付金の支給に関する事務 (8)健康管理支援事業の実施 2. 医療扶助のオンライン資格確認に関する事務 (1)生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 (2)医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 (3)医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 (4)医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 3. 生活保護受給世帯の学童・生徒に対する法外援護事務 (1)夏期健全育成費支給事業	事前	法令改正による変更
令和5年3月17日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	生活保護システム、庁内連携システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	生活保護システム、庁内連携システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、レセプト管理システム、医療保険者向け中間サーバー、統合専用端末等	事前	法令改正による変更
令和5年3月17日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二 項番9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54 61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令 で定める事務を定める命令第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二 項番26 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令 で定める事務を定める命令第19条 ・番号法第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号に基づく特定個人情報の提供に関する規則第2条	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二 項番9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54 61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令 で定める事務を定める命令第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第58条、第59条の2の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二 項番26 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令 で定める事務を定める命令第19条 ・番号法第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号に基づく特定個人情報の提供に関する規則第2条	事前	法令改正による変更
令和5年3月17日	IVリスク対策 4. 特定個人情報の取扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスク	[○]委託しない	[ ]委託しない リスク対策:[十分である]	事前	法令改正による変更